

令和6年度水産業復興加速化総合対策事業  
(将来の漁業担い手確保事業) 委託仕様書

## 1 目的

本県の水産業は、東日本大震災及び原子力災害からの復興の途中であり、本格操業に向けた移行期間にあるため、操業の規模が震災前の水準まで回復していない。このような状況において、将来の漁業の担い手である小中学生等の本県水産業に触れる機会が限られてしまい、小中学生等の本県水産業に対する興味・関心が薄れ、将来にわたり本県水産業が持続的に発展していくために必要な漁業就業者の確保が困難となる恐れがある。

そこで、本事業では、地元小中学生を対象として、漁船乗船体験や県産水産物の加工・調理体験、水産業有識者の講演等の取組を通して本県の水産業に触れる機会を創出するとともに、水産業の魅力について伝えることで、将来の漁業担い手の確保につなげる。

## 2 業務の内容

(1) 取組を体験した地元小中学生が、水産業の魅力を感じ、将来漁業への就業を希望することにつながると期待される内容で、以下ア～カの条件により企画を提案し、実施すること。

ア 地元小中学生をターゲットとした企画とすること。

イ 企画については、3件以上提案すること。

ウ 漁業協同組合等の水産関係団体ほか調整が必要な関係団体にヒアリングを行い、要望を踏まえた企画とすること。

エ ウのヒアリング先は、県と協議の上選定すること。

オ 提案された企画の内容は、参加者の安全に十分に配慮したものであること。

カ すべての企画について、損害・傷害への賠償に十分に対応できる保険に加入すること。

(2) 提案された企画の内容は、県と協議の上決定する。

(3) 決定した企画を企画1件当たり1回以上実施すること。

(4) 決定した企画の内容に応じて、参加者募集や取組の認知拡大を図ることを目的とした広報を実施すること。

(5) 参加者を対象としたアンケート等により感想を収集し、水産業の魅力が伝わったかを確認すること。

(6) 業務遂行に必要な企画・調整・準備・管理全般を円滑に運営できる体制を構築すること。

(7) 上記のほか、目的を達成するために必要な業務があれば、当該業務について積極的に提案すること。

(8) 受託事業を実施するに当たり、必要な企画の立案、各団体等との調整、準備、管理運営等全般を行うこと。

## 3 成果品

(1) 実績報告書

なお、様式は、県と協議の上、定めることとする。